

令和6年度 第2回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による

2. 日 時 令和6年5月10日 午後1時30分

3. 場 所 生涯学習センター「研修室」

4. 議 題 議案第5号 農地法第3条許可申請書審議について

議案第6号 農地法第5条許可申請書審議について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（諮問）

議案第8号 令和5年度最適化活動の点検・評価の決定について

5. そ の 他

【報告事項】 令和6年度 標準作業賃金について

6. 出席委員

農業委員

1 番 境 栄一郎	2 番 長野 和代	3 番 清住 昇
4 番 松本 茂	5 番 伊豆野 誠	6 番 五嶋 靖
7 番 岡本 篤幸	8 番 平井 豪	9 番 草場 竜一郎
10 番 本田 廣正	11 番 中村 幸信	12 番 河嶋 隆雄
13 番 緒方 寛二	14 番 中村 節美	

農地利用最適化推進委員

西村 盛一	外村 和彦	松永 博文	井芹 康雄
坂本 導成	松野 文男	上村 敦之	

7. 欠席委員

農業委員

なし

農地利用最適化推進委員

西村 孝生	田上 安幸	伊佐 浩二
-------	-------	-------

8. 議事録署名人

1 1 番 中村 幸信

1 4 番 中村 節美

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 上古閑 一徳

事務局職員 美濃田 知也、小山 美伸、川端 勵志

会 議

1. 開 会

事務局長 皆さん、こんにちは。

それでは定刻を過ぎましたので、総会を始めたいと思います。まずは総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は14名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会が成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和6年度第2回、定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長挨拶

事務局長 まず、岡本会長に御挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。ちょうど、苗代の時期、田植え期の前にして皆様には連日多忙な日々を送っておられると思います。また、麦を作付けされている方は刈取り、出荷等も十分心配をされているんじゃないかと思います。JAの方でも2、3日前、対策会議が行われております。それを受けてこれはカントリーの方でも議論しながらまた詳細についてはお知らせしていきます。まだまだ暑いのに体が慣れておりませんので、農作業をされる場合は水分補給をして、くれぐれも体には注意をしていただきたいと思います。本日は、いつもの3条、5条、それから基盤強化法に、本日は皆様方から提出をしていただいております活動日誌の集約、報告、それについての議題も用意されております。若干、今日は時間が長くかかるかもしれませんが、皆様方の真摯な議論をお願いしながら会議を進めてまいりたいと思います。それから私事ですが今月の末29日から全国の農業委員会の会長大会が行われます。私と上古閑課長が出席をいたします。皆さん方の意見についても日ごろから伺っておりますので、会議の中で十分反映してまいりたいとこのように思っておりますので、宜しく願いをしながら会議を進めてまいります。

事務局長 ありがとうございます。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 それでは本日は、11番委員の中村幸信委員と14番委員の中村節美委員のほうをお願いをいたします。

4. 議 事

事務局長 それでは議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、会議規則第4条の規程に基づき、会長をお願いいたします。

- 会 長 それでは早速会議を進めてまいります。まずはじめに議案審議に入ります。
議案第5号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題といたします。
それでは、事務局長から説明をお願いします。
- 事務局長 それでは1ページをお願いいたします。
議案第5号、農地法第3条許可申請書審議について。
農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請がありましたので、許可の決定について意見を求めるものでございます。
令和6年5月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。
以上になります。
- 会 長 それでは、議案審議に入りたいと思います。
2ページをお願いします。
番号1番について審議したいと思います。
2番委員の長野委員から説明をお願いします。
- 2 番 2番委員の長野です。では、説明します。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
以上です。
- 会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。
- 事務局 それでは説明いたします。3ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。申請地は赤色の部分です。こちらに県道宇土甲佐線が走っておりまして、こちらにグリーンセンターがございます。今回の申請地については、グリーンセンターから西へ約340メートルのところに1筆ございます。
場所の説明は以上です。
- 会 長 続きまして、2番委員の長野委員から農地の所有権移転（無償）について、農地法上問題がないかを説明をお願いします。
- 2 番 2番委員の長野です。今回の申請は、申請人が相手方に農地の管理について相談され、了承を得られたので今回の申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題ないか説明いたします。
お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」をご覧ください。
①については、取得後において、全ての農地を効率的に利用されると思われます。
②については、該当しません。
③については、該当しません。
④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。
⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。10番委員の本田委員から説明をお願いします。

10 番 10番委員の本田です。

先月の4月30日に会長、中村委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字田口に1筆あります。

申請地には、花の栽培を計画されております。周辺の営農に支障をきたす恐れがないことを報告いたします。

会 長 ただいま、10番委員の本田委員から現地調査の報告、また、2番委員の長野委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

何か御意見ございませんか。

ないようでございます。採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号1番については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号2番について審議したいと思います。

5番委員の伊豆野委員から説明をお願いします。

5 番 5番委員の伊豆野です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。4ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。こちら県道稲生野甲佐線が走っておりましてこちらが甲佐中学校でございます。今回の申請地は甲佐中学校から西へ約460メートルのところに1筆ございます。場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、5番委員の伊豆野委員から農地の耕作賃借権設定(5年)について、農地法上問題がないか、説明をお願いします。

5 番 5番委員の伊豆野です。

今回の申請は、申請人が相手方に農地の管理について相談され、了承を得られたので申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」をご覧ください

①については、取得後において、全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は300日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。11番委員の中村委員から説明をお願いします。

11 番 11番委員の中村です。

先月の4月30日に会長、本田委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請された農地は、大字有安にある農地1筆です。申請地には、米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。

会 長 ただいま、11番委員の中村委員から現地調査の報告。5番委員の伊豆野委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

境委員どうぞ。

1 番 譲渡人と譲受人は親戚かなんかですかね。対価の方が若干安いように思われます。

会 長 事務局分かりますか。はい、どうぞ。

事務局 事務局から回答させていただきます。今回、まず譲渡人と譲受人がご親戚かどうかの関係ということなんですけれども、親戚関係ではございません。詳細確認したんですけれども、譲受される方の元々別の方と貸し借りをされていて、申請人の方が自分達では耕作ができないので、どなたか耕作してくれる方がいないかということで探されていて、間に共通の友達の方がいらっしゃってその方を通じて今回貸し借りに至ったという申請になっております。

会 長 境委員よろしいでしょうか。

1 番 もう1点、2名の譲渡人なんですけれども、これは対価は半分ずつという形になるんですかね。

会 長 事務局どうぞ。

事務局 事務局から説明いたします。申請人の方が2名いらっしゃるということなんですけれども、所有者が、元々お父様が亡くなってらっしゃってお母さんと息子2人の3名の所有者に今なっているんですけれども、今回相続の2分の1以上からの申請であれば審査可能ということで、お母さんと息子さんお1人の方の申請になっております。この賃借料についてどういう分配をされるかはお2人で話し合ってください。

ということになります。

会 長 よろしいでしょうか。その他に何かございませんか。

他にはないようでございます。それでは採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号2番については、原案どおり許可することに決定いたします。続きまして、番号3番・4番は、相手方が同一なので一緒に審議したいと思えます。

13番委員の緒方委員から説明をお願いします。

13 番 13番委員の緒方です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。5ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。申請地は赤色の部分です。こちらに県道嘉島甲佐線が走っておりまして、こちらに乙女橋がございます。今回の申請地は乙女橋から南東へ約500メートルのところに3筆隣接しております。場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、13番委員の緒方委員から農地の使用貸借権設定(10年)について、農地法上問題がないか、説明をお願いします。

13 番 13番委員の緒方です。

今回の申請は、申請人が相手方に農地の管理について相談され、了承を得られたので今回の申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」をご覧ください

①については、取得後において、全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は200日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。10番委員の本田委員から説明をお願いします。

10 番 10番委員の本田です。

先月の4月30日に会長、中村委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請された農地は、大字糸田にある農地3筆です。申請地には、大豆の栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。

会 長 ただいま、10番委員の本田委員から現地調査の報告。また、13番委員の緒方委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

意見もないようでございます。それでは採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号3番・4番については、原案どおり許可することに決定いたします。続きまして、番号5番について審議したいと思います。

10番委員本田委員から説明をお願いします。

10 番 10番委員の本田です。では、説明します。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。6ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。申請地は赤色の部分です。こちらに田口橋がございましてこちらに県道宇土甲佐線が走っております。南の方にグリーンセンターがございまして、今回の申請地はグリーンセンターから北へ約470メートルのところに1筆ございます。場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、10番委員の本田委員から農地の耕作賃借権設定(10年)について、農地法上問題がないか、説明をお願いします。

10 番 10番委員の本田です。

今回の申請は、申請人が相手方に農地の管理について相談され、了承を得られたので今回の申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」をご覧ください

①については、取得後において、全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。11番委員の中村委員から説明をお願いします。

11 番 11番委員の中村です。

先月の4月30日に会長、本田委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請された農地は、大字田口にある農地1筆です。申請地には、米・WCSの栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。

会 長 ただいま、11番委員の中村委員から現地調査の報告。また、10番委員の本田委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

境委員どうぞ。

1 番 参考までにお伺いしたいんですが、この田口の基盤整備に大体基準的な長さは何メートルですか。

会 長 本田委員どうぞ。

10 番 25の80です。要するに2反ですね。

会 長 その他に何かご意見ございませんか。

他にはないようでございます。それでは採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号5番については、原案どおり許可することに決定いたします。続きまして、番号6番について審議したいと思います。

4番委員の松本委員から説明をお願いします。

4 番 4番委員の松本です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。7ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。こちらに安津橋がありまして、県道今吉野甲佐線がこのような走っております。今回の申請地はこちら安津橋から西へ約860メートルのところに1筆ございます。場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、4番委員の松本委員から農地の所有権移転(有償)について、農地法上問題がないか、説明をお願いします。

4 番 4番委員の松本です。

今回の申請は、申請人が相手方に農地の売買について相談され、了承を得られたの

で申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」をご覧ください

①については、取得後において、全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は300日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。10番委員の本田委員から説明をお願いします。

10 番 10番委員の本田です。

先月の4月30日に会長、中村委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請された農地は、大字船津にある農地1筆です。申請地には、花木の栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。

会 長 ただいま、10番委員の本田委員から現地調査の報告。また、4番委員の松本委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

ご意見ございませんか。

意見がないようでございます。それでは採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号6番については、原案どおり許可することに決定いたします。続きまして、番号7番について審議したいと思います。

13番委員の緒方委員から説明をお願いします。

13 番 13番委員の緒方です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。8ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。申請地は赤色の部分です。こちらに国道443号線が走っておりまして、こちらが甲佐大橋です。こちらに町民センターがございまして今回の申請地は町民センターから北へ約370メートルのところに1筆ございます。場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、13番委員の緒方委員から農地の所有権移転（有償）について、農地法上問題がないか、説明をお願いします。

13 番 13番委員の緒方です。

今回の申請は、申請人が相手方に農地の売買について相談され、了承を得られたので今回の申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」をご覧ください

①については、取得後において、全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。11番委員の中村委員から説明をお願いします。

11 番 11番委員の中村です。

先月の4月30日に会長、本田委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字早川にある農地1筆です。申請地には、米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。

会 長 ただいま、11番委員の中村委員から現地調査の報告。また、13番委員の緒方委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。伊豆野委員。

5 番 今回というかその次の案件で譲渡人が今度は譲受人になっているということは、その案件が発生したための代替地としてこちらは取られたということですかね。

会 長 事務局お願いします。

事務局 事務局から回答いたします。次の案件のこともふまえてということなんですけれども、次の案件とは今回は別でございます。実は今年令和6年の3月の定例会にお諮りした案件と関係がございまして、この譲受人の方の農地を●●●鉄工所さんが譲受られるというところでの関連でございます。TSMCの進出に伴って鉄工物の需要が急激に増加したということで、資材置場が急いで必要になったということで今回の相手方の農地を譲ってもらうということでお話になりまして、ただ今回の譲受人さんとしても農地が減ってしまうということで、米一反くらいは作っておきたいということだったので今回、その時に話に入っていたいただいた今回の譲渡人さんが間に入って下さってい

たので、譲渡人さんの●●さんの農地を今回申請されるということになりました。以上です。

会 長 伊豆野委員よろしいでしょうか。

5 番 はい。

会 長 その他に何かご意見ございませんか。境委員。

1 番 確認なんですけど、この申請人の耕作面積はこれでよかったですか。何かもうちょい大きかった気がしたんですが。

事務局 申請人の方ですか。

1 番 はい。

事務局長 休憩いいですか。

会 長 しばらく、暫時休憩します。

休憩 午後 2 時10分

再開 午後 2 時15分

会 長 それでは再開します。先程の質問に対する回答をお願いいたします。

事務局 大変お待たせして申し訳ございませんでした。農家台帳と確認したところ、やはり耕作面積が間違っておりませんでして3,947平米となっております。

会 長 間違いありません。はい、川端さんどうぞ。

事務局 補足です。詳細を申し上げますと所有農地が2,141平米、借入地が1,806平米、合わせまして経営面積が3,947平米となっております。以上です。

会 長 境委員よろしいですか。

1 番 はい。

会 長 その他に何かご意見ございませんか。

他にはないようでございます。それでは採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号7番については、原案どおり許可することに決定いたします。続きまして、番号8番について審議したいと思います。

13番委員の緒方委員から説明をお願いします。

13 番 13番委員の緒方です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。9ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。申請地は赤色の部分です。ちょっと小さいんですが右側の方にあ

るところです。こちらが国道443号線でごさまして、こちらに町民センターがございます。今回の申請地は町民センターから東へ約450メートルのところに1筆ございます。場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、13番委員の緒方委員から農地の所有権移転（有償）について、農地法上問題がないか、説明をお願いします。

13 番 13番委員の緒方です。

今回の申請は、申請人が相手方に農地の売買について相談され、了承を得られたので申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」をご覧ください

①については、取得後において、全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は280日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。10番委員の本田委員から説明をお願いします。

10 番 10番委員の本田です。

先月の4月30日に会長、中村委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請された農地は、大字早川にある農地1筆です。申請地には、野菜の栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。

会 長 ただいま、10番委員の本田委員から現地調査の報告。また、13番委員の緒方委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。はい、伊豆野委員。

5 番 ちょっと移転の理由の宅地購入時の付属農地がいまいちイメージできない。

会 長 事務局お願いします。

事務局 事務局から回答いたします。申請人の方のお父様が昨年亡くなられて、土地と建物と農地を相続されたんですが、この申請人と相手方の間に相手方が社長を務められる会社の従業員さんが間に入られていて、その方が土地と建物は購入は一旦されたんですけれども、そうすると農地だけが残ってしまうということで、土地と建物と農地が隣の場所に隣接していますので、農地だけが宙ぶらりんになってしまうのがよくないということで、今回社長を務められている相手方の会社で社員寮として使っていける

ということで、土地・建物・農地も合わせて購入ということで申請になりました。

5 番 分かりました。ありがとうございます。

会 長 伊豆野委員よろしいでしょうか。その他に何かご意見ございませんか。

会 長 その他に何かございませんか。

他にはないようでございます。それでは採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号8番については、原案どおり許可することに決定いたします。続きまして、番号9番について審議したいと思います。

3番委員の清住委員から説明をお願いします。

3 番 3番委員の清住です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。10ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。こちらに県道嘉島甲佐線が走っておりまして、こちらが田口橋でございます。JA上益城本所がございまして、こちらに緑川保育所さんがございます。今回の申請地は緑川保育所から北西へ約190メートルのところに3筆隣接してございます。場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、3番委員の清住委員から農地の使用貸借権設定(15年)について、農地法上問題がないか、説明をお願いします。

3 番 3番委員の清住です。

今回の申請は、申請人が相手方に農地の管理について相談され、了承を得られたので今回の申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」をご覧ください

①については、取得後において、全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は300日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。11番委員の中村委員から説明をお願いします。

11 番 11番委員の中村です。

先月の4月30日に会長、本田委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請された農地は、大字白旗にある農地3筆です。申請地には、米・麦・大豆の栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。

会 長 ただいま、11番委員の中村委員から現地調査の報告。また、3番委員の清住委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

境委員どうぞ。

1 番 使用貸借権設定が15年と長い割には対価がないということで、どういうことでこの対価に。

会 長 事務局説明をお願いします。

事務局 事務局より説明いたします。期間が長い割には使用貸借ということでどういうことなのかというご質問ですが、ここの農地は2年くらい申請人の方が耕作されておられなくて手つかずということでした。見かねられた地域の区長さんから貸し借りを誰でもいいのでして欲しいと相談をされていらっしやいまして、今回の相手方の方が無償で耕作されるというお話になっております。

会 長 境委員よろしいですね。その他に何かご意見ございませんか。

他にはないようでございます。それでは採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号9番については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、それでは、議案第6号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題とします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、11ページをお願いいたします。

議案第6号、農地法第5条許可申請書審議についてです。

農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請がありましたので、意見の決定を求めるものでございます。

令和6年5月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。以上です。

会 長 ありがとうございます。

それでは、12ページをお願いします。

議案第6号、農地法第5条許可申請書審議調書の番号1番についてを審議したいと

思います。

それでは、4番委員の松本委員から説明をお願いします。

4 番 4番委員の松本です。

それでは、番号1番について説明いたします。

(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用目的・契約の種類・転用理由を読み上げ)

以上です。

会 長 続きまして、事務局から申請土地の位置の説明をお願いします。

事務局 それでは、御説明申し上げます。地図につきましては、お手元の資料の13ページに添付しております。前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。

右手に国道443号線が通っておりまして、安津橋、星の川団地、県道今吉野甲佐線がこのように乙女小学校の方に通っておりまして、地元の公民館がこちらにございます。今回の申請地はこちらの赤く示した場所で、こちらの公民館から南に約80メートルに位置しております。場所については以上でございます。

会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、4番の松本委員から説明をお願いします。

4 番 4番委員の松本です。それでは、説明します。今回の申請は、譲受人が譲渡人から農地を無償で借り受け、「個人住宅」を建設するために転用申請するもので、2人は親子です。

転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題ないかどうか説明します。

それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、集落に隣接しており公共投資の対象とはなっていませんが、広がり10ha以上あるため、第一種農地に該当します。

②については、第一種農地の転用は原則許可できませんが、第一種農地の例外規定である「集落接続」に該当するため、例外的に転用は可能だと思います。

③については、「資金計画書」、「事前審査終了書」も添付されているため、事業の実現性については問題ありません。

④については、「敷均し程度の造成で、周囲に土留めブロックを設置する」とされているため、周囲の営農に支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

⑤については、問題ないと思われます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。10番委員の本田委員から説明をお願いします。

10 番 10番委員の本田です。

先月の4月30日に、会長、中村幸信委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は、大字船津字馬門にある農地1筆で、第一種農地に該当します。例外規定の「集落接続」に該当するため、転用は可能だと思います。

会 長 ただいま10番委員の本田委員から現地調査の報告。また、4番委員の松本委員から、転用申請に係る可否の判断である、「農地法第4条第6項第1号のロ」に該当するものの、例外規定に該当するため「転用は可能と判断する」との説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

意見はないようでございます。それでは採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員、賛成と認めます。それでは、番号1番につきましては、当農業委員会としましては、「許可相当」の意見を付けて県のほうへ送付をしままいります。

会 長 ここで基盤強化法が多くありますので休憩を取りたいと思います。45分から会議を再開します。

休憩 午後2時35分

再開 午後2時45分

会 長 それでは、再開します。

議案第7号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、14ページをお願いいたします。議案第7号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について。別紙のとおり諮問がありましたので、意見の決定を求めるものでございます。

令和6年5月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

15ページをお願いいたします。

甲農第176号、令和6年4月26日提出、甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様、甲佐町長、甲斐高士。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について（諮問）。

農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により、農用地利用集積計画を定めたいので、同法附則第5条第1項

の規定により諮問します。

次の16ページをお願いいたします。農用地利用集積計画総括表、令和6年度第2回です。まずは、農用地利用集積計画の総括表で説明いたします。

賃借権の再設定について、6年の田が5筆の6,890平米となります。賃借権の新規については5年の田が1筆の2,284平米、5年の畑が3筆の3,019平米、6年の田が6筆の10,414平米、10年の田が10筆の15,274平米、10年の畑が3筆の3,557平米となります。

使用貸借権の再設定について、6年の畑が1筆の553平米となります。

使用貸借権の新規について、10年の田が2筆の623平米となります。

このため、今回の利用権設定の合計は、田が24筆の35,485平米、畑が7筆の7,129平米となります。

その他、所有権移転について、田が3筆の2,704平米となります。

委員の皆様には審議していただきますのは、新規の案件となります。詳細は、事務局から説明いたします。以上です。

会 長 ただいま上古閑事務局長から説明があったところです。総括表の数字について一部補足がございますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは事務局から補足の説明をいたします。農用地利用集積計画総括表の数字につきまして一部補足がございますので、説明いたします。

まず19ページをお開きいただいてもよろしいでしょうか。今年の4月から公社を介した貸借に関しまして制度が変わりました。借り手の変更、配分計画の変更の場合は県公告、県の公告が必要となりました。そのため、申請番号17番の案件につきましても、今回の定例会で審議していただくということになりました。ただ今回の議案の中には案件として入れているんですが、申請番号17番の方、この案件につきましては平成27年の12月25日付けの町公告の際に既に総括表の数字の中には当時入れておりました、今回の総括表の数字に入れてしまいますと数字が重複してしまいますので、今回の総括表の数字には含んでおりません。補足説明は以上です。

会 長 お分かりになったと思います。それでは、17ページをお願いします。

議案第7号、農業経営基盤強化促進法の規程による農地利用集積計画についてを審議します。

番号1番について審議したいと思いますが、この案件の相手方（譲受人）は、12番委員の河嶋委員です。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があり、この規定に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

（河嶋委員退出）

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

21ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらに国道443号線が走っておりまして、こちらに龍野小学校、こちらが町営住宅下横田団地でございます。今回の申請地は町営住宅下横田団地から南東へ約120メートルのところに1筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号1番の相手方は、認定農業者で、主に米・麦・WCSの作付をされています。今回の申請地には米・麦の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われます。

会 長

ただいま、事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

何か御意見ございませんか。

意見もないようでございます。番号1番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号1番については、原案のとおり承認をいたします。

河嶋委員の入室を認めます。

続きまして、番号2番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

22ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。申請地は赤色の部分です。こちらに県道稲生野甲佐線が走っておりまして、こちらが甲佐高校でございます。今回の申請地は甲佐高校から北東へ約235メートルのところの県道沿いに1筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号2番の相手方は、人農地プランで位置づけられた地域の担い手で、主に米・野菜の作付をされています。今回の申請地には米の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われます。以上です。

会 長

ただいま、事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

意見もないようでございます。それでは番号2番について原案のとおり決定するこ

とに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号2番については、原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号3番について審議したいと思います。が、この案件の相手方は、2番委員の長野委員の親族です。参与の制限に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

(長野委員退出)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

はい、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。23ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。申請地は赤色の部分です。こちらに県道小川嘉島線が走っておりまして、こちらに緑川パーキングエリアがございます。今回の申請地は緑川パーキングエリアから南東へ約670メートルの上平下にこのように3筆、緑川パーキングエリアから東へ約160メートルの府領字下平下に1筆、このように4筆点在してあります。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号3番の相手方は認定農業者で、主に米・麦・大豆・野菜の作付けをされています。今回の申請地には米・麦の作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると考えられます。以上です。

会 長

ただいま、事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

質問もないようでございます。それでは、採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号3番については、原案のとおり承認をいたします。

長野委員の入室を認めます。

事務局から修正。

事務局

申し訳ございません。事務局より1点修正がございます。議案書には上平下の3筆と下平下の4筆全部で反当り60キロという記載になっているんですが、正しくは申し訳ございません。下平下の1筆のみ反当り30キロでの今回賃貸借になっております。上平下の3筆は反当り60キロ、下平下の1筆は反当り30キロです。大変失礼いたしました。

会 長

分かりましたね。

それでは、番号4番について審議したいと思います。事務局から説明をお願いしま

す。

事務局

はい、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。24ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。こちらに田口橋、こちらに森川健康堂がございます。今回の申請地はこちら田口橋から南へ約670メートルの県道御船甲佐線沿いに2筆、このように隣接しております。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号4番の相手方は認定農業者で、主に米・麦・大豆の作付をされています。今回の申請地には米・麦・大豆の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上です。

会 長

ただいま、事務局から説明があったところです。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

1 番

はい。

会 長

境委員どうぞ。

1 番

田口の所には多分組合法人があると思うんですけれども、この方譲受人さんは耕作面積、そういう組合とかなんか、全部個人で作られているんですかね。

会 長

田口、本田さん。

10 番

この方は豊屋さんで入っておられません。

1 番

いえ、譲受人の方です。

10 番

譲受人の方は小作している中には法人経由が何枚かあります。だから1つ問題なのは法人を創った時に、認定農家さんは土地を登録しないということで元々始まっているんですよ。だからその登録した人達が作れんからということで今の方に法人のものはちょこちょこ増えてきています。要するに小作分が法人の分です。たまたまこの人の場合は今度法人に入っていないやつを小作している。ということで非常に難しいです。一番難しいのは大豆刈取を結局法人で受けてしよるんだけど、それをチェックしとかないと、出荷する時に法人なのか個人なのかいうのを全部JAに入れなんいかんですよ、補助金の問題があるから。だから非常に難しいのがこの方。だから全部そこまでチェックして台帳作って持っていきよるんですよ。出荷も要するに法人に頼まれるから、非常に難しいんですよ。

会 長

境委員よろしいでしょうか。

1 番

はい。

会 長

他に何かございませんか。他に何も無いようでございます。それでは、採決をいたします。原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号4番については、原案のとおり承認をいたします。

事務局 事務局からすみません。申請番号3番のところで1筆のみ反当り30キロと修正をしたところで、対価も変わりますので、金額の修正を再度お願いいたします。101.10と書いてあるところが、年当り50.55です。合計が変わりまして409.35キログラムになります。大変失礼いたしました。申し訳ございません。

会 長 修正よろしいでしょうかね。ではそのように修正をお願いいたします。

続きまして、番号5番について審議したいと思います。番号5番の相手方(譲受人)は、農事組合法人元白旗で私はその法人の役員をしております。参与の制限に該当しますので、私は審議が終わるまで退席をしたいと思います。

議事の進行につきましては、清住職務代理者をお願いしたいと思います。それでは、宜しく申し上げます。

(岡本会長、退出)

職務代理者 職務代理者の清住です。ただ今、会長から説明がありましたが、規定の定めにより会長が議事の進行が出来ませんので、会長に代わりまして議事の進行を進めさせていただきます。それでは、番号5番について事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。25ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。こちらに県道嘉島甲佐線が走っておりまして大福物流さん、ネッツトヨタさん、木村のあられさんがございます。今回の申請地はこちら木村のあられさんから南東へ約350メートルの元白旗第一に3筆、木村のあられさんから西へ約200メートルの元白旗第二に1筆、このように4筆点在しております。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号5番の相手方は認定新規就農者で主に米・麦・大豆の作付けをされています。今回の申請地にも米・麦・大豆の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。説明は以上です。

職務代理者 ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

5 番 この後の案件で別の農業法人さんに1筆貸し出されているんですが、住所が近いだけで分けてあるのかなと思ったんですけれども、よく見ると1,793とか1,796とか番地が近いところで違う農業法人に貸して、しかも155平米で物凄い狭小地になっているのはなんでかなと思って。

職務代理者 事務局お願いいたします。

事務局 説明いたします。次の案件と重なる部分がありますのでご説明いたします。申請番号7番の案件で、次の番号6番。

推進委員 今の件でよかですか。前耕作者が死亡されてこの農事組合法人元白旗が受けたわけです。今こういう風になっております。分かりますかね。

職務代理者 申請の人が作っていて今回亡くなりました。それでやはり地元で土地は守った方がいいんじゃないかということで、ちょうど会長が退席していますけれども、会長の地元の中で耕作したが一番いいということになって今回の運びとなったようなわけです。古閑と山出の境目でそういう形で基盤整備の境目でそういう形になっておるんですね。山出の生産法人が一部作っていた面もあったものですから。その辺はそういう面で活かしながら地元の中で土地を管理していこうということになって今回の運びとなったわけです。御船の方で作っていた親戚の方が。で亡くなられたので今回そういうことで役員さんに寄ってもらってそういう中で地元のは地元の方でやっていこうということで今回2筆に分かれている感じです。

5 番 分かりました。

事務局 事務局からよろしいでしょうか。申し訳ございません。155平米の方は申請番号6番の方になりまして次の案件になりますので、次でご説明をいたします。

1 番 この譲受人の方ですけれども、先月かなんかのあれで個人的に賃借権をされたかと思うんですけれども、その点に関しては借りたのを法人に貸す。もう個人でもされているんですかね。

10 番 この方は元々が畜産業で自分で認定農家ですから認定農家としてされているんです。たまたまこの方が法人の代表になられたということで、この方の名前が出ていると思ってください。前の方が辞められたから途中で代表をかわられたと、元々この人も認定農家でこの辺りいっぱい作って要するに牛を飼っている人なんですよ。要するに法人の代表をする人がいなかったからこの方が出られたという風に思ってください。だから2本立てになっているということです。

1 番 個人は個人で。

10 番 法人はそういうの多いですよ。

職務代理者 他に何か御意見ございませんか。

質問等ないようでございます。それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

ありがとうございました。それでは原案のとおり決定することに賛成をすることが多ございましたので賛成といたします。番号5番については、原案のとおり承認をいたします。

岡本会長の入室を認めます。

会 長 ご迷惑をおかけいたしました。

続きまして、番号6番について審議したいと思います。この案件の相手方（譲受人）は、農地利用最適化推進委員の上村委員が代表を務める法人です。参与の制限に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

（上村委員退席）

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。26ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。大変見えにくいんですが、申請地はこちらの赤色の部分です。こちらが県道嘉島甲佐線が走っていきまして、大福物流さん、木村のあられさん、ネッツトヨタさんがございます。今回の申請地は木村のあられさんから南東へ約300メートルのところに1筆、このように細長くございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号6番の相手方は、認定農業者で、主に米・麦・大豆の作付をされています。今回の申請地にも米・麦・大豆の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われます。以上です。

会 長 ただいま、事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

12 番 1ついいですか。

会 長 河嶋委員どうぞ。

12 番 前の案件と今回の案件が貸借期間が6年と10年になっています。耕作賃借権と使用賃借権にはなっていますが、この違いはなぜでしょうか。

会 長 私の方からいいですかね。それは法人間のあれでしておりますので。

12 番 片方は6年で片方は10年となっているので。

会 長 だから法人が違いますので、相手方の。

12 番 違うのは分かっています。なぜ10年なのか、片方はなぜ6年なのか。

会 長 そこは中々ですね。

推進委員 はい、いいですか。えらい狭かけど入るとですか。

今まで作りよったところにあぜきって使わすとですね。

会 長 そうです。

推進委員 さっきはその説明でよかったわけですよ。

10 番 要するにその地権者が亡くなれたからでしょう。

事務局 事務局から補足説明します。写真にも書いているんですけども、ちょうどこのあ

ぜの間が155平米でございまして、こちらには地番が1796の1は農事組合法人やまいで
さんが既に賃貸借されていまして。

推進委員 だけん分けてあつとたい。

事務局 はい。

推進委員 さっきもそぎゃん言うてもらおうと早かけん。

会 長 他に何かご質問ございませんか。それでは他にはないようでございます。原案どお
り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号6番については、原案のとおり承認をいたします。

上村委員の入室を認めます。

続きまして、番号7番について審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。27ページに地図を添付してありま
すが、前のスクリーンで説明します。こちらに県道嘉島甲佐線が走っておりまして、こ
ちらが田口橋、JA上益城本所、緑川保育所がございまして。今回の申請地はJA上益城本所
から南東へ約120メートルのところに1筆ございまして。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号7番の相手方は山都町の認定農
業者で、主に米・野菜の作付をされています。今回の申請地には米の作付を計画されて
おり、集積後は効率よく利用できると思われます。説明は以上です。

会 長 ただいま、事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。境委員どうぞ。

1 番 譲受人さんの耕作面積、11,677とありますけれども、甲佐の中に耕作面積がこれだ
けあるということですか。

会 長 事務局分かりますか。

事務局 事務局より説明いたします。この方山都町で認定農業者されていらっしゃる、
山都町と甲佐町の農地を合わせた数字でございます。

1 番 甲佐の農地は分らないでしょう。

事務局 申し訳ございません。うちではちょっと。

1 番 聞きたかったのがただこの468のためにわざわざ米を作りに来るのか。

10 番 ここは前なんかでできた。横も全部借りられておるもん。農協の横は全部この方が
作っているんですよ。

1 番 そうなんですね。

10 番 前出てきたでしょう。農協の下側。
ただこれ道が無いと思うんですよね。どこから入るとかな。今作ってある白い部分があるでしょう。農協の横。あの辺はたしかなんか作っておられるけんですね。

事務局 JA上益城本所がありまして、ここにぽつんと1軒お家がおありなんですよ。その裏手側にあるんですよ今回。

会 長 そこは家が●●さんの家ですね。

事務局 出しての自宅がこちらで、今回こちらが申請土地となっております。これまで別の方に貸されていたんですけれども、その方が耕作がもうできられないということで、今回受けての方をかえられるということになっていまして。

5 番 家があるけん道はあるとよね。

事務局 こちらには農道があります。現地確認に行った際にはこちらにご自宅が隣にありましてこの横から歩いて入っていったんですけれども、申し訳ございません。機械がどこから入るかまでは確認ができておりません。ただ今回、相手方はこのあたりの農地を何筆かもう借りていらっしゃいますので、機械は多分そこの借りていらっしゃる農地を通ってと思われます。

会 長 田んぼを渡っていくんじゃないかな。
それでは意見もありましたけれども、他にはないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手の確認)
全員賛成と認めます。番号7番については原案のとおり承認をいたします。
続きまして、18ページをお願いします。
番号8番から番号11番につきましては、相手方が同一なので一緒に審議したいと思います。
事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
続きまして、申請地の位置の説明をいたします。28ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。こちらに日和瀬橋、こちらに特別養護老人ホーム桜の丘がございます。番号8番の申請地は桜の丘から北東へ約350メートルのところに1筆、道向かいに申請番号9番の申請地がございます。また、桜の丘から北へ約53メートルのところに申請番号10番がございまして、桜の丘から東へ約710メートルのところに申請番号11番の農地がございます。
次に、相手方の状況について説明いたします。
番号8番から番号11番の相手方は認定農業者で、主に加工用米の作付をされていま

す。今回の申請地には加工用米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。説明は以上です。

会 長 ただいま、事務局から番号8番から番号11番までの説明があったところです。
それでは、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
ご意見ございませんか。質問もないようです。
それでは、この案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号8番から番号11番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、19ページをお願いします。

番号12番について審議したいと思います。

この案件は、熊本県農業公社を通しての貸借です。

事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。29ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたしますこちらが国道443号線でこちらに甲佐小学校がございます。碧水苑さんがこちらにございまして、碧水苑さんの駐車場の隣の農地が今回の申請土地になります。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号12番の相手方は認定新規就農者で、主に米・野菜の作付をされています。今回の申請地には米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。説明は以上です。

会 長 ただいま、事務局から説明があったところです。

それでは、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

1 番 はい。

会 長 境委員どうぞ。

1 番 毎回のことなんですけれども、この譲受人の方ですね。昨年度の損益計算書や貸借対照表なんかの確認なんかはできていますか。

会 長 事務局をお願いします。

事務局 事務局から回答いたします。昨年の収益等確認をさせていただいております。有機農法ということで今回昨年度は250俵収穫されたということでした。インターネットを活用されたり、販路拡大もされておりまして東京や関西のオーガニック専門店やレス

トラン、ふるさと納税の返礼品などにも商品を出されておりまして、昨年の収穫が250俵ということなんですけれども、現時点では後30俵しか残っていないくて売れ行きは良好ということでなっております。以上です。

1 番 損益は。
事務局 損益は伺っていないんですが、大体1俵当り有機農法でなければ1万2千円だということなんですけれども、大体4倍くらいの価格で1俵4万5千円くらいで売っているということで伺っております。

会 長 ほかにご意見ございませんか。

10 番 去年が250キロ。これ小作米が137キロたいね。半分以上渡さなんということよね。この人に。その辺はどういう考えなのか。

事務局 年間137キロ。この譲受人さんは耕作面積で全体で250俵。俵です。

12 番 反の3俵。

会 長 あまり個人のことに关するものはやめて下さい。ほかにご意見ございませんか。

それでは、採決をいたします。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号12番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号13番について審議したいと思います。

この案件も、熊本県農業公社を通しての貸借です。

事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。30ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。こちらにふれあい広場、龍野小学校がございまして、今回の申請地は龍野小学校から北東へ約840メートルのところに3筆このように点在しております。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号13番の相手方は認定新規就農者で、主に米・野菜の作付をされています。今回の申請地には栗の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。説明は以上です。

会 長 ただいま、事務局から説明があったところです。

それでは、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

1 番 はい。

会 長 境委員どうぞ。

- 1 番 対価が1万円ということで、今出来ている栗の成木もいれてからの値段ということで、もう新植はされないんでしょう。この栗を収穫されるんですか。
- 会 長 事務局お願いします。
- 事務局 事務局から回答いたします。まずこの対価も含めた金額かどうかは申し訳ございません。確認が出来ていないんですが、今植わっている栗を収穫されるところからスタートすると伺っております。今後は病院食とかJAの方に出荷をすることも考えているということでお話を伺っております。
- 会 長 境委員よろしいでしょうか。
- 1 番 はい。
- 会 長 そのほかにご意見ございませんか。
- 質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (挙手の確認)
- 全員賛成と認めます。番号13番については原案のとおり承認をいたします。
- 続きまして、番号14番から番号16番につきましては、相手方が同一なので一緒に審議したいと思います。この案件も、熊本県農業公社を通しての貸借です。
- 事務局から説明をお願いします。
- 事務局 説明します。
- (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
- 続きまして、申請地の位置の説明をいたします。31ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。申請地は赤色の部分です。こちらに緑川パーキングエリアがございます、番号14番の申請地は緑川パーキングエリアから南へ約570メートルのところに1筆ございます。番号15番と番号16番の申請地は緑川パーキングエリアから南西へ約70メートルのところに2筆隣接してございます。
- 番号14番から番号16番までの相手方は嘉島町に本店所在地を構える株式会社で、主にさつま芋の作付をされています。今回の申請地にもさつま芋の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。説明は以上です。
- 会 長 ただいま、事務局から説明があったところです。
- それでは、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
- 12 番 これはもう作付してあるんですか。
- 2 番 そうです。最近植えなりました。
- 12 番 許可前に。
- 2 番 そうですね。許可前というか、時期には植えなんけんですね。
- 12 番 それは分かりますけれども、事前着工だから。

2 番 前に借りていた人があんまり面積広すぎてしきんならんけん、この人になわったと
いうことですね。早めに仕事されているだけん。

事務局 事務局から説明いたします。

会 長 はい、どうぞ。

事務局 以前耕作をされていらっしゃったところが、長野委員からこの前ご意見があったと
ころでございまして、機械が大きいということで近隣の方から苦情があるという業者
さんが借りていらっしゃったんですけれども、今回その業者さんと今回の相手方は
会社を通して繋がりがおありで、機械も小さいのがお持ちということで引き継がれた
形で耕作をされていると伺っております。さつま芋の栽培・植え付けが4月5月とい
うことなので前の事業の耕作を引き継がれて今回されているという風に伺っておりま
す。

会 長 河嶋委員よろしいでしょうか。そのほかにご意見ございませんか。

14 番 ちょっとお尋ねなんですけれども、この人の16番の人の耕作面積49平米。

事務局 申請人の方ですよ。こちらが赤星自動車さんの道沿いにある農地でございまして、
農地というかも49平米ですので、詳しくは長野委員が。

2 番 県道の横に細長い土地があって、そこに昔だけん茶の木が植えてある。それが49平
米。どうしようもない。

14 番 畑というのは出さないんですね、耕作。耕作面積に申請される時の689というのは書
かなくてもいい。

6 番 面積が少ないのに、多く貸すのはおかしくないということ。

2 番 何とも作れん土地が県道の横に細長く残っているという。それが49平米。これ以前
に中間管理機構に出してあったんです、それ以前に。管理機構の中で作る人が代わっ
たということです。

14 番 そういうことですね。

会 長 そのほかにご意見ございませんか。

他にはないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は
挙手をお願いします。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。

番号14番から番号16番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号17番について審議したいと思います。

この案件も、熊本県農業公社を通しての賃借です。

事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
続きまして、申請地の位置の説明をいたします。32ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。こちらに国道443号線が走っておりましてこちらが甲佐大橋でございます。こちらに町民センターがございまして、今回の申請地は町民センターから北へ約185メートルのところに1筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号17番の相手方は認定農業者で、主に米・飼料用米の作付をされています。今回の申請地には米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。説明は以上です。

会 長

ただいま、事務局から説明があったところです。

それでは、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

何かご意見ございませんか。

意見もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号17番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、20ページをお願いします。番号18番について審議したいと思います。

この案件は、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から農地を買い上げる案件です。

それでは事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
続きまして、申請地の位置の説明をいたします。33ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。こちらが県道嘉島甲佐線でございます、こちらに大福物流さん、木村のあられさん、ネットヨタさんがございます。今回の申請地は木村のあられさんから東へ約380メートルのところに3筆このように点在してございます。以上で説明を終わります。

会 長

ただいま、事務局から番号18番について説明がありました。

それでは、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。境委員。

1 番

この時点で公社がこの金額で売買をしてあるということは譲受人が大体決まっているということですか。

会 長

事務局どうぞ。

事務局

公社を介した売買の時も買い手の方が決まった段階で会議等にはかりますので。

会 長

境委員よろしいでしょうか。そのほかにご意見ございませんか。

他にはないようでございます。それでは、採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号18番については原案のとおり承認をいたします。

会 長 それでは5番、6番、7番の議案が終わりましてもう1件今日は残っております。時間はそう長くはかからないと思いますので、このまま続行してまいります。

それでは議案第8号、令和5年度最適化活動の点検・評価の決定についてを議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 35ページをお願いいたします。令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について説明いたします。

それでは、1、農業委員会の状況ですけれども、これは令和5年度のものとなります。農業委員会の現在の体制としましては、農業委員数が14名、農地利用最適化推進委員の数が10名となっております。この表の中で農業委員会の内訳といたしまして、認定農業者10名、認定農業者に準ずる者2名、女性2名、中立委員1名となっておりますが、この中立委員としましては女性のうちの1名が中立委員ということになっていただいております。

続きまして、農家・農地等の概要です。こちらは、農林業センサス等の各種統計の値を記載しております。認定農業者数83名、令和5年度の認定新規就農者が1名、農業参入法人0となっております。甲佐町の耕地面積は1,190ヘクタールとなっております。

続きまして、36ページをお願いいたします。

Ⅱ、最適化活動の実施状況につきまして、昨年の初めに最適化計画、最適化の活動目標をたてました。実施面積につきまして管内の農地面積1,190ヘクタール、新規集積面積は30.6ヘクタール、令和5年度末の集積面積は660ヘクタール、集積率55.5%となっております。結果としまして、水田における担い手の農地集積は、農業委員と最適化推進委員の活動により集積が進められ、一定の成果が上がったものと思われます。畑につきましては、活用されていない農地も見受けられ、担い手への集積が必要であるが、栽培されている作物等の関係もあり、集積がなかなか進まない状況です。

続きまして、(2)遊休農地の発生防止・解消について、現状につきましては、1号遊休農地が83ヘクタール、こちらの緑区分の草刈り等で直ちに耕作可能な農地につきましては28ヘクタール、黄色区分のこれは重機などを入れて耕作できるようになるような農地につきましては55ヘクタールとなっております。

目標につきまして、緑区分の遊休農地の解消といたしまして、3年度の利用状況調査における緑区分の草刈り等で直ちに耕作可能な農地は32ヘクタールありましたので、

これを5分の1ずつ解消することがガイドラインで目標となっております。そこでこちらは結果となっております。

続きまして、37ページをお願いいたします。③の実績としまして緑区分の遊休農地の解消実績面積は2.3ヘクタールとなっております、達成状況は38%となっております。

また、昨年度の農地利用状況調査を農業委員さんと推進委員さんで行いましたけれども、結果としまして1号遊休農地が80ヘクタール、緑区分は27ヘクタール、黄色区分は53ヘクタールとなっております。また、利用意向調査を令和6年2月に郵送にて実施し、3月に取りまとめを行っております。結果としまして農業委員さんと最適化推進委員さんが連携し、利用状況調査を実施できました。

それでは(3)新規参入の促進について説明いたします。現状としましては、令和4年度の新規参入者は4経営体、5.3ヘクタールの農地の貸し借りや売買で新規参入者が耕作しております。

目標としましては、新規参入者の貸付けなどについて、農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積が令和2年度から令和4年度の権利移動面積の平均22ヘクタール、これを10分の1とすることを国のガイドラインで定めておりましたので、2.2ヘクタールとしております。

次のページ、38ページをお願いいたします。実績としまして、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地はありませんでした。また新規参入者の状況ですけれども、1経営体の0ヘクタールです。これは昨年1人新規参入されましたけれども、祖父の土地を借りて耕作されているため、面積は0ヘクタールとなっております。結果としまして令和5年度の新規就農者は1名でした。今後についても新規就農者の確保が図られるように機会を捉えて普及活動を行っていくと書いております。

2、(1)の最適化活動の活動目標につきましては、5年度の目標は月9日としておりました。実績としまして平均で月8.26日でした。

(2)活動強化月間につきましては、2月に非農地化についての検討を行いました。

続きまして39ページをお願いいたします。

(3)新規参入相談会への参加ですけれども、実績としましては、新規就農を希望する方に対して随時役場の窓口にて就農に関する相談支援を実施しました。全体的な目標達成についてですけれども、農業委員会の実施状況ガイドラインに沿って点数付けをしてその点数に基づいた評価を記載しております。次のページをご覧ください。総会実績ですけれども、総会は毎月行われました。営農対策部会が1回、農地管理対策部会が2回行われました。農地法第3条に基づく許可事務につきましては46件あがってきております。転用に関しましては33件が上がっていました。また、違反転用の対応につ

きましては情報交換を行いました。

続きまして40ページから63ページについてですが、こちらは各委員さんが最適化活動の点検・評価について記載しております。Ⅰの(1)最適化活動の実施状況についてですけれども、これはご提出いただいた活動記録をまとめたものになっております。

(2)の成果目標の達成状況及び自己点検・評価の結果につきましてですけれども、①については利用状況調査等各地区でチームを作っておられましたけれども、こっちのチームとしていただいたものを各委員の数で按分したものを①の成果となっております。②の自己の点検・評価につきましては先日提出いただいたものを記載しております。2農業委員会による点検・評価についてですけれども、(1)の活動日数と(2)の成果の方を国の採点表で点数付けしまして、その点数に基づいて評価の文面を入れております。また、今年度に関しましても活動記録の記入をよろしく願いいたします。

以上で事務局からの説明を終わります。

会 長 ただいま議案第8号、令和5年度最適化活動の点検・評価の決定について説明がありました。これについて皆様何か御意見はありませんか。

それでは意見もないようでございます。昨年1年間皆さんには大変活動といたしますか、していただいて大変ありがとうございました。今年度も最適化の活動に向けて今年が最終年になりますので、皆で協力しながら活動をしていきたいと思っております。従いまして第8号のこの点検・評価についてご承認いただければ、皆さん賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

ありがとうございました。第8号については、承認をいただきました。

以上で、本日予定をいたしました議題はすべて終了いたしました。その他の報告で先に開催されました営農対策部会で標準賃金が決定をされておりますので、その内容について部会長から報告をお願いいたします。

11 番 お手元のA4の資料をご覧ください。令和6年度の作業賃金についてですね。区分の本年度賃金の所を読み上げますのでよろしくお願いいたします。

稲田起こしは、整備地区が6,000円、未整備地区が7,000円。田起こしが、基盤整備地区が4,000円と未整備地区が4,500円。麦田の耕起は、4,500円と未整備地区が5,000円となっております。稲のコンバイン刈りが10アール当りの1万2,000円、未整備地区は1万3,000円。今回麦のコンバイン刈りが8,000円と未整備地区が9,000円。大豆のコンバイン刈りが6,000円と同じく未整備地区も6,000円です。代かきが7,000円と未整備地区も7,000円です。農薬散布ですね。水和剤が2,000円、粉剤も2,000円となっております。一般農作業が時給が898円ということで若干上げて7,200円から8,000円としておりま

す。草刈作業、これも機械持込みということで9,000円にしております。麦と大豆の播種が反当りの7,000円と稲の乾燥ですね。これは水分15%以内ということでは1万1,000円になっています。苗作りの1箱が550円。米・麦・大豆の運搬賃が1,000円。肥料散布が1,500円。プラウの天地返しが反当たり6,000円。カルチ、溝上げ、これが2,000円。畔ぬりと溝上げが今までは40円から50円ということでもう一律に50円ということで決まりました。

以上、報告を終わります。

推進委員 質問いいですか。この草刈り作業の9,000円になっていますけれども、これ刈払機と機械ですのと料金は違うんですか。

11 番 押すやつですか。これは一般的なあれで背負うやつですね。あれの金額で一応決めていますけど。背負うやつ。押すやつじゃなくて。

推進委員 大きな機械で切ってもらうやつは分かりますね。

11 番 はい。それは特殊なやつだけですね。またそういったやつは作業の人と打ち合わせばして金額ば決めて。

推進委員 私のところ畑が多いもんで刈るのに人手がおらんもんだから、大きな機械を頼んで刈ってもらうようにしとるんですけれども、その値段をある程度出してもらわんとですね。

5 番 確かにその話も出たんですよ。ただ一般的な作業で、特別に機械を持ち込んでするとまたそれを生業にしていращやる方がいるのでそれはその方同士で話合わんといかんという話になったんですよ。だけん一般的に普通に人ができるような作業の価格をここで決めましょうという話で一応そういう値段になったんで。

推進委員 それが人が80歳以上になったら定年で。

11 番 細かく分ければ色々あると思うんですけどもね。ただやっぱり先程言われたような標準的な金額で決めていますので。

推進委員 刈払機をその人だけ使ってしとるともうきつくて。

4 番 刈払機背負ってやるやつが9,000円で、機械になれば。

推進委員 話し合いで自分達で決めればいいわけですね。

1 番 燃料も高いし、最低賃金も上がっているということで、この麦コンバインと稲の乾燥だけがあげて、それなら全般的にあげた方がよかったんじゃないかなと。

11 番 一応御船・嘉島とそういう所のやつも一応参考にしながら、レベルを少し上げてはいるんですけども、周りと調和も考えてやっているつもりで。

1 番 その中で麦のコンバイン代と稲乾燥をあげたっていうのは。

4 番 全体的に。

1 番 周りのあれば見てから。

- 5 番 他所があげてうちがあげんという訳にはいかんけん、やっぱりそこは兼ね合いで。
- 会 長 甲佐がちょっと低かったけんね。周りの嘉島とか御船を見て合わせて。あくまでも一般的な標準作業ですからね。
- 11 番 一応そういうことでご理解をお願いいたします。
- 推進委員 前は粃摺りだけの単価というのが昔はたいが出よったばってん、最近になってから一俵当りの粃摺りだけの単価は。
- 5 番 それも生業で粃摺り業というのをしていращやるんでそこをこっちで決めてしまうと、あそこより高い安いという話になるけんですね。そこはもうちょっと。
- 推進委員 決めとったがいいんじゃないですか。
- 5 番 そこはもう業者さんが今年、去年よりもあげるて言わしたときには結局下がるわけじゃないですか。差額が出るけん。そこはちょっと業者さん達の価格帯というのがあ
るはずなので。
- 推進委員 それは稲の乾燥も響くけんね。一緒になってくるけんですね。
- 会 長 甲佐町全体で皆さんが主にする標準作業ですから。小さいそういう町では標準作業としては馴染まないということで。
- 1 番 ちょっと分からないんですけども、10アール当り1万1,000円の乾燥でしょう。
10アール単位、少なくとも多くても1万1,000円。
- 12 番 油は一緒です。
- 11 番 水分が15%あがっても1万1,000円なる場合あるでしょう。水分が多い少ない出てくるかもしれんけんですね。
- 会 長 それでは営農部会から報告を今いただきましたので、そういうことで甲佐町の標準作業賃金としては以下 のような形で決定されましたのでご了承願いたいと思います。
- 11 番 この案を消してもらっていいですか。決定ということで。
- 会 長 以上で本日予定しておりました議題は全て終了いたしましたので、事務局のほうにバトンタッチいたします。
- 事務局長 それでは、長時間にわたりお疲れさまでした。これをもちまして、第2回定例農業委員会総会を終了したいと思います。お世話になりました。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

1 1 番

1 4 番